(仮称) 藤沢市こども計画の策定について

1 経過

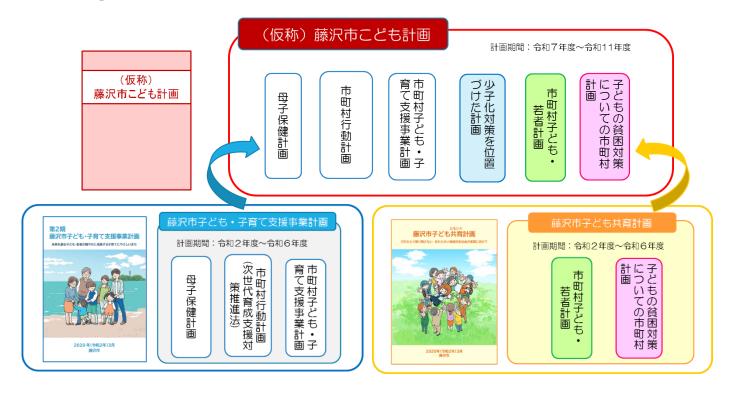
令和5年4月1日に施行されたこども基本法(令和4年法律第77号)第10条第2項において、市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとするとされました。

また、同条第5項において、市町村こども計画は、「市町村子ども・若者計画」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画」「その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるもの」と一体のものとして作成することができるとされました。

このことを受け、藤沢市子ども・子育て会議における審議等を重ねてきた結果、本市では、現行の「第2期藤沢市子ども・子育て支援事業計画」及び「藤沢市子ども共育計画」を引継ぎ、子ども分野を一体的に網羅する計画として「(仮称) 藤沢市こども計画」を策定することとしました。

今後、こども大綱など、国から発出された方針・指針などや、今年度末に国から発出される予定の「自治体こども計画策定ガイドライン」、また、後述する基礎調査結果なども踏まえ、令和6年度中に計画策定を行います。

※計画イメージ



2 基礎調査の概要と実施状況

本市では、(仮称) 藤沢市こども計画の策定に向けた基礎調査として、幼児期における 保育所等の利用希望や学童期における放課後児童クラブの利用希望を把握するための 「利用希望把握調査」及び、子どもや若者、子育て家庭の生活実態や支援ニーズを把握 するための「子どもと子育て家庭の生活実態調査」を実施しており、現在、実査は全て 終了し、集計・分析中です。

3 今後の予定

令和5年度末までに、基礎調査の結果を取りまとめ、庁内での検討や藤沢市子ど も・子育て会議での審議等を経て、令和6年度中に、「(仮称)藤沢市こども計画」を 策定します。

令和6年 3月末 基礎調査結果報告書完成

4月~ 6月 · 追加調查

- ・計画策定に向けた市民向けワークショップの開催や子 ども・若者への説明・意見聴取
- ・6月市議会定例会子ども文教常任委員会において基礎 調査結果等の報告

7月~ 9月

計画骨子の検討

- 10月~12月 ・計画 (素案) の検討
 - ・12月市議会定例会子ども文教常任委員会において計 画 (素案) の報告
 - ・パブリックコメントの実施(~1月)

令和7年 1月~ 3月

- ・計画(案)の検討
- ・2月市議会定例会子ども文教常任委員会において計 画(案)の報告
- ・計画の確定

以上

(事務担当 子ども青少年部子育て企画課)